

令和5年度 米子市消費生活審議会議事録（概要）

〈令和5年10月3日〉

米子市

米子市消費生活審議会

●開催日時

令和5年10月3日（火）午後2時～午後4時まで

●開催場所

米子市役所第二庁舎 2階第2会議室

●出席者（敬称略）

◇委員（五十音順）

〈学識経験のある者〉

朝田委員（会長） 郡委員 橋澤委員 山浦委員 八幡委員

〈消費者を代表する委員〉

谷田委員 米澤委員

〈事業者を代表する委員〉

小川委員 中田委員 森委員

◇事務局

藤岡市民生活部長 田村市民二課長 坂本担当課長補佐 高橋消費生活相談室長
東森主任 藤田消費生活相談員

●日程

1 開会

2 委嘱状交付

3 米子市市民生活部長挨拶

4 委員及び事務局紹介

5 会長副会長の互選

6 会長挨拶

7 議事

（1）報告事項

- ・令和4年度実施事業の概要について
- ・令和4年度消費生活相談の概要について
- ・令和5年度実施事業（予定）について

（2）協議事項

報告事項に関する協議・意見交換

8 その他

9 閉会

【会議録（発言の要旨等）】

【委嘱状交付】

出席委員へ委嘱状を交付した。

【市民生活部長挨拶】

（省略）

【委員自己紹介】

（省略）

【事務局紹介】

（省略）

【会長・副会長の互選】

会長について事務局より各委員へ推薦がないか確認すると、出席委員から朝田委員を推薦する発言あり。他の委員から異議なしとの発言があり、朝田委員を会長に選出した。

続いて、副会長について各委員から推薦がないか確認するが推薦が無かったため、事務局より、これまで副会長は学識経験のある委員、若しくは消費者を代表の委員から選出しており、引き続き同様とし、藤本委員（学識経験のある委員）でどうかと提案。

出席委員より異議なしと発言あり。藤本委員を選出。

【会長挨拶】

（省略）

【議事】

資料「令和4年度実施事業の概要」資料2「令和4年度消費生活相談の概要」、資料3「令和5年度実施事業（予定）」について一括して事務局から説明。

（会長）

事務局からの説明がありました。まずは、順を追ってご質問・ご意見を頂きたいと思います。先ず資料1の令和4年度の事業報告について何かございませんか。

（A委員）

成年年齢が18歳となるということで、それを意識して高校を個別に回って授業を行うなどかなり対策をして来た。実際に蓋を開けて資料を見ると、対策が功を奏したか解らないが、いまのところ、成年になった18歳、19歳の方が、危惧していたトラブルあったという事象は無いと理解して良いか。

(事務局)

昨年度、18歳から19歳の方の相談は9件だったと記憶しています。社会人の方、学生の方がいらっしゃいました。相談内容は、通信販売でのサプリメント購入や衣料購入トラブル、賃貸アパートのトラブル、スマホを修理に出して貸し出されたスマホを壊してしまったがお金が払えないとか、出会い系アプリに登録しお金を払ったが返金してほしいが相手と連絡が取れないといったもの等で、若者が引っ掛かりやすい案件の相談だったかと思います。

(B 委員)

成年年齢の引き下げになる前と後で状況が変わったということは無かったか。

(事務局)

大きく変わったというものはありませんでした。一つ想定していたのが、成年年齢の引き下げにより、消費者金融でお金を借りたという相談があるのではないかと想定していました。日本貸金業協会に伺ったところでは、業界でも18歳、19歳の方については、チェックしていて、社会人には貸せるが、学生には貸しませんよと言っておられました。

(C 委員)

関連してなのですが、18歳で成人となる。今、日本の社会は無縁社会ですよね。若い人たちが契約しようとするとき必ず保証人がいる。ところが、無縁社会のために保証人が中々見つからない。そうするとお互いに若い者同士で保証人になるということが当たり前になると非常に危険なわけです。そういう教育もしていかなければならない。そのような中で、必ずしも消費者の関連ではないかもしれないが、法律全体で、教育なりで保証人の問題も充分承知されていると思うが、知らない者同士が保証人になり合うという傾向に注意をして頂いて、対策をそれぞれにやって頂くようお願いしたい。

(会長)

今のお話しは、若年層、未成年者、子供へのお話しで、学校への対応をどのようにしたらいいかというご意見ですよね。

(C 委員)

若い人たちとか小さな子供たちは、親が保証人になるわけですからそれはそれで良いんですが、子供から成人になる18歳の人を対象に考えていただきたい。

お互いに無縁社会の中であって簡単に保証人になるという習慣がネット社会の中で出来つつあるわけです。世間一般で被害が出ないように消費者の問題も含めて考えて行かないといけないという問題提起です。

(会長)

今のご意見に関連して、確か、鳥取県では消費者教育基本計画があって、どのような年代にどのような消費者教育、啓発活動をやっていくのかというのが計画としてあるのだと思うのですが。その計画の内

容と、どの程度実践されているのかご紹介して頂けますか。

今のC委員のご意見に関連してですが。

(A委員)

鳥取県の消費者教育推進計画の推進状況ということですが、現計画が本年度いっぱいなので、今、来年度からの計画改定に向けて色々な作業を進めているところです。現計画の中では、国の基本方針がありまして、それを踏まえながら現在の鳥取県の状況を見て盛り込むべきところは盛り込むという形で作業を進めています。

具体的には、先ほど無縁というお話もありましたが、社会が大きく変わってきておりまして、孤立、孤縁、孤独であったり、デジタル化が進んできて消費者トラブルの中身もかなり大きく変わってきています。そうした社会情勢も踏まえながら、幼少期、学校教育期、社会に出てから、そして地域における教育、家庭における教育ということで、各ライフステージでどのような教育を取り組んでいったら良いのかというのを盛り込むべく作業をしているところです。

保証人というお話しについては、定かではないのですが、保証を生業としていらっしゃる場所がありますよね。この辺りでのトラブルというのは鳥取県では入っていないのですが、全国的に保証会社が保証を頼める方がいない方について保証する業をしておられるようです。なので、そのところは注視しているところです。保証人に関する教育というのは今回の改定では盛り込むようなところはないのですが、本日のご意見を踏まえまして新たな要素として盛り込んでいくところは盛り込んでいきたいなと思っています。

(会長)

ありがとうございます。今のご説明では、お話しされた今の計画を更に具体化される作業に入っておられるという理解でいいですね。

(A委員)

計画自体を見直して、計画の改定作業を進めているところです。

(会長)

学校の現場におられる校長先生も来られているので、今のご発言・ご意見に関連して何かありましたらお願いします。

(D委員)

私は小学校の教員なんですけれども、いわゆる保証人云々というような内容の学習は扱っておりません。消費者教育というカテゴリーはあるのですが、そういった教科・領域があるわけではなく、色々な学習の中で消費に関するものを扱う時に、どの教科のどの部分が消費者教育に当たるのかを学校現場で判断して取り組んでいるということです。例えば家庭科、5・6年生が学習するのですが、商品を扱うときの表示の見方だったり、どういったところに気をつけて買い物をする必要があるのかとかを学んでいます。例えば、修学旅行に行くときにお小遣いを持っていくのですが、どのような使い方をするのか、自

分が本当に必要なものを必要な量だけ買うのかといったことを計画したりして行きます。それから、私たちの頃は通信販売というドキドキしながら家の人に内緒で買い物をしたことがあったんですが、今はネットでそれぞれ自分たちで売り買いをするようになっていきます。保護者が上手にコントロールしていかないと、知らないところで知らないあいだに自分の持ち物を売ったり買ったり出来るような状況になっていきます。そういったものは、例えば総合的な学習の時間ですとか情報教育の中のモラルとして、こんなところに気をつけながら買い物をしていかなければならないよというような学習をしています。今あったようなことへの質問と重なるところもあるんですが、消費者教育のDVDが昨年貸出しがなかったというようなお話がありました。私共も貸出しがあるということ存じ上げてなく視聴もしていませんので、まずは借りて見る必要があるかなと反省しております。

ちょっと話しがずれるかも知れないのですが、小学校では毎年税に関する教育を学校の授業でもやっているのですが、外部の方がいらっしゃってDVDとかを流しながら税金というのはこういうことに使われているんだよというような勉強をさせてもらっています。諸費に関しても、小学校段階でこういったことは学習しておくべきではないかということをしつかり聞きながら、学校の授業で出来ることと、外部の専門の方が来られて1時間とか使ってDVDを見ながらとか子供たちに関係のある内容を扱いながらやって頂くことでより若い年齢の時から消費に関する関心が高まる部分もあるのではないかなと思いました。

(会長)

ありがとうございました。それでは中学校の方をお願いします。

(E委員)

中学校の方ですが、中学校3年生の公民の授業の中で、クーリングオフのことですとか消費者に関係のあることを取り扱いますが、1時間程ですので充分というわけにはいきませんが、こういった問題が社会的にあるということは学習しています。それから、小学校でもありましたけれど、ネットトラブルであるとか、先ほどの説明にあったように色々なトラブルが起きているんですけども、講師を招いてネットトラブルに関係する講演会であるとか、警察関係の防犯と抱き合わせての形にはなるのですが、そういったことを行っているというところなんです。それと、パンフレット等を毎年中学3年生に頂いているのですが、それを使って何かするという事は正直言って取れません。配って終わりというのがどの学校でも現状ではないかなと思います。

先ほど、小学校の方からお話のあった、講師の方に来てもらっての学習等も、今日こうやって審議会へ参加させていただいて大事なことだなど、子供たちの将来のためには大切だなどと思いますが、時間が確保できるのかどうかというところはありますが、本当に必要で大切なことであると思いますので、講師の派遣であるとか、内容も含めて検討する必要があるかなと思います。

(会長)

ありがとうございます。

小学校、中学校の先生方からお話を頂きましたが、結構色々やられていますね。まだまだ色々な問題もおありのようですが、小学校、中学校であれば米子市教育委員会が関わっておられますよね。米子市

教育委員会も消費者教育のことについて、どういう風にしたら更に子供たちに向き合えるような、子供目線での消費者教育啓発活動を検討されるような場があるのでしょうか。

(E 委員)

学校現場ではありません。行政の方でそういった話をして頂いて、例えばパンフレットを配布するとかを考えられたのではないかと思います。配られるパンフレットも細かく詳しく出来ているので、講師の方に来て頂いて詳しく学習できる時間が捻出できると良いのかもかもしれませんが、現状は、家に持って帰って家の方に読んで頂く、自分たちも読んでというところです。

(事務局)

実は、以前に中学校長会の会長に相談に行ったのですが、丁度新型コロナが流行していて、学校の管理が大変だということでした。その中で1時間の時間を取ることが難しいのではないかと言われました。

会長からのアドバイスで親御さんはどうかと言われ、昨年度、米子市PTA連合会と共催で講演会を開催することにしました。その場で親御さんに少しでも理解いただければ、子供たちのやることに興味を持っていただけるかなというのが最初の発想でした。

一つお願いがありまして、私共が説明会用のDVDを選んでいるのですが、学校の授業に利用するのに向いているのかどうか悩んでしまいます。出来れば、こういうものが有れば良いというようなことを言っていただければ、予算に限りはありますが用意してお貸しすることもできるのではないかと思います。また、最近は新しいDVDが中々発売されません。最近は、インターネットのサイト、例えば消費者庁等も配信しております。映画会社が製作した啓発DVDもあるのですが、10万円位するので簡単に購入できる金額ではありませんが、市内の10校ないし20校で使っていただけるのなら購入を検討する価値はあるのかなと思います。

(E 委員)

先ほど言われたみたいに、中学校3年生の社会科の公民で消費者教育に関連する活動で、タブレットが全生徒に配付されていますので、ネット等を通して、これは使えるなというようなものを教科担任が消費者庁とかから持ってきて見せて、実際にこういうことがあるんだよというような事業を本校ではしていました。DVDがどういったものかというより、こういった物が使えるんじゃないかというリストを作ってもらおうとかすると、今までは教科担任が時間をかけてネットで探しながら、これが良いぞいうことで使っていた。それが、こういうのがあるよと示していただくと役立つかなと思います。

(事務局)

私共も探すのですが、DVDは古いものが多く、最近は新しいものが出てこなくて困っています。政令指定都市の消費生活センター等で出されることがあるのですが、最近はあまり出されていないといった状況です。

(E 委員)

DVDではなく使えるデータで、これは最近の良い事例だというようなものを紹介して頂けると助かる

かなと話して聞いていて思いました。

(B 委員)

インターネット上にはあるということなんですか。

(事務局)

そうですね。最近は、インターネット上で公開されているものが多いと思います。検索するときは、特定のワードで検索します。この辺りの探し方は皆さん同じだと思います。

(会長)

今日の資料で6ページのところですが、学生の相談件数のところ、若年者層のところですが、小学生・中学生の消費者教育は、今年度の重要な柱として若年者層の消費者教育の一つの重要なポイントとなってくるような気がしますでしょうか。

(A 委員)

米子市の審議会で県の話をするのはどうかと思うのですが、まさに若年層の消費者トラブルが成年年齢の引き下げで増えるのではないかと言う懸念もありまして、県の方で、若者が自ら発信者になって同世代に対して消費者トラブルを防止するというようなところを今動画コンテストをやっております。教育委員会を通じて各学校の方にもこういった若者発信で自治体が動画を作って若者の間で共有するという若者が主体となった事業を行っているのですが、県の方がやりますよと言っても応募がない状況です。今、学校の方には、こういった形でこんな授業ができるのですがどうでしょうという学習指導案を添えてご案内をさせていただいているのですが、現場にこういった形で届いているのかわからない状況です。

(E 委員)

それは県立学校向けではないのですか。

(A 委員)

市町村の教育委員会にもご案内をさせていただいてまして、この会が終わったらご相談しようかなと思っていました。県がやっているということが中々伝わっていないところもありまして、そこを活用していただくと、多分、授業案を考えるのも大変だと思いますので、今回はこういった題材を使ってこんな授業ができますかという提案をさせていただいてますので、もしよろしければ是非そういった形でやっていただければと思います。

(会長)

校長先生方どうですか。

(E 委員)

見てみないと何とも言えません。

(D 委員)

先ず、私たちが見ることが大切、勉強することが先です。

(会長)

県の方からもお話しがありました、C 委員さんからもご意見ございました、小学生・中学生の消費者教育をどうやっていくかということを経後の重要課題と位置付けてやって頂くということを確認させていただくということでもいいですか。

(C 委員)

是非やってください。

せっかく部長さんも出席して頂いてますので、教育委員会と市長部局のトップの連絡会議等から意思統一を図って頂いて、更に県と繋げて頂くというところを今日の会議の感想としては感じます。

(会長)

どうもありがとうございます。

その他、資料1、資料2について、ご意見等はございませんでしょうか。

そうしますと、私の方から質問させていただきます。11 ページの処理結果のところですが、助言が28.1%となっていますが、傾向としてはその比率は前年度と変わっていないですか。

(事務局)

そうですね。基本的には変わっていないと思います。

(会長)

何故これを聞いたかという。助言で終わって、あとは自主交渉でやってくださいと。これについては、私が島根県に住んでいるものですから、島根県でアンケートを取ったところ、消費者側が消費生活相談に来られた方の助言の比率が高くて、アドバイスされた後で、実際にどんなふうにしたらいいかというところが解らないので、消費者センターで相談をしたもののその後に何もやっていないということがいくらか比率として出てきている。

消費生活センターの位置付けの性格のころにもなりますけれど、どうするかというところを島根県のほうでこれから議論して頂くかなと思っているところです。米子市さんではそういうところでの問題点等はございますか。

(事務局)

若い方等インターネットをやっておられる方は、自分で解決される方が結構おられるのだらうと思います。相談室に相談される方は高齢の方が多いため、助言で終るといふようなことは極力しないように

努めています。助言を聞いて自分で対応される方もおられますし、自主交渉でダメだったら、もう一度相談いただくように案内しており、そこからは相談室が間に入って交渉していきます。

(会長)

解りました。

資料2で具体的な事例を挙げられていますが、結構こんな事件があるのかなという事例ですが、私の方から質問させていただいてよろしいでしょうか。

事例の1, 2ですけど、不特定且つ多数の消費者に被害があるようなケースであれば、差し止め請求訴訟を担っている適格消費者団体に言えば、その手続きに入ることができますよね。そういうケースであった場合、適格消費者団体に情報提供されるのかどうかそのあたりの取り扱いはどうなっていますか。

(事務局)

適格消費者団体が活発に活動している都道府県が増えています。ただ、都市部であるとかボランティア的な弁護士さんが中心となって自主的な組織を作っておられる地方、佐賀県とかがあるのですが、そういうところに相談したこともあるのですが、やはり手弁当でやったださっているのので、先ずは県内に住んでおられる方が対象と言われます。

残念ながら山陰のすぐ近くで、手が届く形で助言やサポートしていただく方を紹介することは実際問題としては難しい状況です。

(会長)

わかりました。

ちょっと込み入った話になりますが、悪質な業者が不特定多数の消費者の利益、権利を侵害するような不当な取引を行うと、法律に基づいて止めてくださいと差し止め請求が出来ます。その差し止め請求の権限を持つ消費者団体として政府から認定されれば、そういった権利を行使できるのですが、残念ながら島根・鳥取には無いんですよ。無いので消費者団体を創ろうじゃないかという動きがあるのですが、実は私が宣伝するつもりではないですが、消費者ネット島根という団体で差し止め請求が出来団体になるよう取り組んでいます。

適格消費者団体になれば、弁護士さんを含めて私たちボランティアで取り組んで、そういういった約款の契約条項があれば、それを止めてくださいという請求を裁判で出来るようになるので、そういう消費者団体の動きもあるということをご紹介したい。それと、事務局も言われましたけど、消費者ネット島根という名称ですが、地元にありますので相談していただければ、守秘義務の関係はありますが、どのように扱うかということは検討させていただきます。そうしないと、今回の事例は結構ひどい事例なので、似たようなことを他でも行っていると思います。そのことは、国民生活センターもご存じだと思います。消費者庁側も。

(事務局)

明らかに、全国的に相談件数が増えているものに対しては、適格消費者団体への相談がある程度のボリュームになった段階で、国民生活センターも監督省庁に消費者庁を通して通報し、行政処分が行われ

るということもあります。今年度も、有名な通販サイトが販売していたダウンコートにダウンがほとんど入っていなかったという事例がありました。これは市内の購入された女性が、商品テストをするとコートを割いて着れなくなるのですが、それでも良いから確かめてほしいと国民生活センターの商品テスト部に商品を提出され商品テストを行ったところ、ダウンが少ししか入っておらずほとんどが中綿だったため処分に向かったというものもあります。

皆さんのご記憶にあるところでは、もう7、8年になりますけど大手化粧品会社の化粧品の美白成分で白斑のあったものが全国的に広がって、いくつかの適格消費者団体が取り組んで、幾らか返金されたという事例もありました。やはり、皮膚がそういう風になるとか、顔ですから大変な状況になる。生命に危険が及ぶとかいうものについては、社会問題化し易いのでそういう風になるのですが、服くらいのことだと個別に行政指導して終わりということになります。消費者庁が出来てからそういう動きが活発化しているので、無かった頃に比べると個別の指導が大変増えているという印象を持っています。

(会長)

ありがとうございます。

いまお話ししている事柄が、令和5年度の事業計画に関連してお願いしたいところなのですが、19ページの1(2)関係各所との連携というところで、各機関というところに適格消費者団体等を念頭に置かれたら良いのではと思ったりします。更には地域見守りネットワークがありますよね。あれは、民生児童委員さんが結構頑張ってやっておられる側面もあるんじゃないでしょうか。

(事務局)

米子市では、まだ見守りネットワークはありません。福祉部門に民生児童委員さんなどが参加した組織がございますので、そこに参加させていただいて見守りネットワークを構築したいと考えており、今年度中の発足を目指しています。

(C委員)

実を言いますと、米子市に相談室がありますけれども、今日初めてですけれども事業内容を伺いますと消費生活センターの仕事をやっておられるわけです。なぜ、相談室という名前なのか、私は理解できない。センターで良いのではないかと思う。

国は、5万人以上の都市は、必ず見守り隊というものを創って、会長さんがおっしゃったように本人の意思は度外視してでも当事者を守っていこうという組織を創りなさいと、市長さんに言っているわけです。鳥取県下では出来ているんですか。島根県では出来ていないんでしょう。

(会長)

見守りネットワークというのは、消費者庁サイドで、地域に見守りネットワークというものが創れますよ。それでやってくださいねというもので、創れとは言っていません。創ることが出来ますよと言っているんです。見守りネットワークが機能していないかというそうではなく、民生児童委員さんが従来からやっている見守りネットワークは機能しているんです。そのところに具体的に、消費生活センターが更にどういう風にサポートするのか、どう関わっていくのかなのですが、ほとんどの自治体では具

体化していません。松江市もそうです。それを更に具体化していきましょうという段階だと思うのですが、そうじゃないですか。

(事務局)

おっしゃるとおりで、高齢者の見守りというのは、本市で言うと長寿社会課等がありますので、そこと連携して、障がい者の方もそうなんですけれども、弱者を消費活動からどう守っていくのかというところを既存の組織を活用してやっていきましょうという考えです。

(会長)

これから、お互いに手を携えて騙されないような安全安心な地域社会を創っていこうという考えなんですよね。

(C委員)

自治体が核を作っていただかないと前へ進まないんですよ。組織を創って、その下にNPOがあるんです。法律では条文化はされていませんが、早くから創りなさいと言われていた。鳥取県はまだ出来ていない。だけど、事実上はセンターの仕事はやっておられるんだから、福祉保健部と市民生活部とが合体すれば出来るわけですからそれをやってくださいと。県でも云っておられると思うのですが、どんなものでしょうか。

(会長)

事務局の方からお願いします。

(事務局)

委員のおっしゃる通りで、福祉部局との連携はとても重要なことだと考えております。米子市の福祉部門の方では、現在、重層的支援体制整備事業と言いまして、かなり複合的なかなり困難なケース等に対して色々な部局が連携して支援していこうというものを令和4年度から始めています。

それで、今できている枠組みの中に、消費者部門も入っていったら一緒にやっ行って行こうというお話しを進めています。実際に、そういった会議にも我々消費者行政の担当課も出席させていただき情報共有ですとか連携をさせていただいております。あとは、手続き的なところで県と相談させていただきながら見守りネットワークの設立に向かって進めていきたいと考えております。

(会長)

冒頭からお話しがあったように、本当に今の世の中、目まぐるしく色々変わっていますけど、消費者問題が複雑多様化していることは間違いありません。だから、これまでの取り組みの仕方では乗り越えられないところがあって、そこをどうやって乗り越えられるかということ、色々な分野の人が手を携えて、事業計画案で言うと連携ですよね。これが大事なので、米子では米子に合った連携の仕方があると思う、松江には松江に合った連携の仕方があると思う、何故かということ、そこに住んでおられる方が長年培った物が沢山ありますから。そういうものを大事にしながら出来るところから手を携えながら、私たちは

生身の人間ですから、人間らしく生きていける地域社会米子を創っていくということになろうかと思えます。その時に、行政も消費者団体も地元商業者も学校も一緒になってやるということになるのではないのでしょうか。

だから、ここの連携の中身は膨らまして米子市さんに合った連携の在り方、学校現場の方のお話を聴きながらそこに割り込んでいながら住みよい米子を創るということで行きましょう。消費者問題というのは、狭い意味での消費者問題ではなく、消費者というのは生身の人間です方、人間らしく生きる地域社会を創るということでしょう。それに向かって、私たちの審議会の役割を果たしていくことが大事ではないかと思えます。

次に、資料3のところ、今年度の事業計画については、基本的にはここに記載してある内容に本日議論になった点を重視しながらやっていくということ。一つは若年者層のところの消費者教育がポイントになりますね。それと連携の話がありますけど、各機関との連携の具体化をやっていくということ。見守りネットワークを関連させながらということになりますね。ということでもよろしいでしょうか。

特にご意見がないようなので、いま言った2点をポイントにしながら令和5年度事業を実施していくということにさせていただきたいと思えます。

議事については、以上で終えたいと思えます。

その他、皆さん方の方で何か議題にすべき事柄がございますか。

弁護士会の方からございませんか。

(B 委員)

ちょっとだけよろしいですか。

17ページの「事例3」の国際ロマンス詐欺で弁護士会を紹介したとあるのですが、国際ロマンス詐欺を取り扱いますという広告を大々的に行っている大都市の弁護士にアプリで依頼をしたり、SNSのようなかたちで直接面談をしないで依頼をしたりするので、結局出来ませんでしたとだけ連絡があって、お金が返ってこなかったというトラブルが多発しているそうなんです。国際ロマンス詐欺といって国を超えてしまうと中々相手を捕まえることが難しく、案件としては非常に難しい部類にあたるので、それを出来ますと謳っている弁護士も非常に怪しいというところだけ情報提供させてください。今、弁護士会でも問題になっているところです。

(会長)

ありがとうございました。

他に何かございますでしょうか。無ければこれで議事を終了いたします。

それでは、これを持ちまして、令和5年度米子市消費生活審議会を終えたいと思えます。